

月刊中央会

第775号 2022/August

動く・つなぐ・結ぶ
組合・中小企業を
サポート

組合・中小企業を
応援します！

8

月刊中央会
（オー）

兵庫県中小企業団体中央会時報 第775号 2022年8月5日号（毎月1回5日発行）
発行所／兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料／部30円（会員の購読料は会費に含まれています。）
TEL（078）331-2045



中山寺（宝塚市）

特集 国際フロンティア産業メッセ2022 兵庫県中央会・けんしんグループ出展

中央会事業

- ◇組合運営お役立ち情報「文書の保存期間」
- ◇戦略PRセミナーを開催しました！
- ◇組合Q&A「定款記載事業を実施しない場合の処理について」

お知らせ

- ◇SDGs支援保証「ステップ」6月8日から取り扱いを開始しました

情報レポート

県内中小企業は、原材料の供給制約と物価上昇による収益の悪化が景気回復への重しとなっている。

コラム

- ◇中小企業のための経営レポート
事業承継で大切なこと～身内への事業承継（親子等）～
神戸経営研究所 代表 塔筋 幸造

お知らせ

- ◇兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金
- ◇労働安全衛生法に基づく省令改正
- ◇教育訓練給付制度のご案内

広告

暑中見舞い広告等

中央会からのお知らせ

- ◇姫路市管工事業協同組合が官公需適格組合の証明取得
- ◇「第74回中小企業団体全国大会 長崎大会」のご案内
- ◇新規高等学校・特別支援学校卒業予定者の雇用機会の確保について

中央会からのお知らせ

姫路市管工事業協同組合が官公需適格組合の証明取得

姫路市管工事業協同組合は、6月15日に近畿経済産業局で開催された官公需適格組合審査諮問委員会において、官公需適格組合（工事）の証明を取得しました。

同組合は管工事を主体として行う姫路市上下水道事業管理者が指定した指定給水装置工事業者の登録を受けた姫路市内に事業所のある58社が加盟する協同組合です。1947年に任意組合である姫路水道工事組合を設立し、1950年より中小企業等協同組合法による事業協同組合として活動しています。組合員による上下水道突発事故修繕当番及び宅地内修繕当番制度を365日24時間待機業務として、姫路市と協定を結び、地域住民の安全・安心に日々貢献されています。

官公需適格組合は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約を十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（兵庫県の場合は近畿経済産業局）が証明する制度です。この証明を受けられる組合は、事業協同組合、企業組合、協業組合等で一定の基準を満たしていることが条件になっています。

令和4年6月30日現在、兵庫県では16組合が官公需適格組合の証明を取得しております。

＜担当：連携推進課 岡田＞



姫路市管工事業協同組合の役員の皆様

「第74回中小企業団体全国大会 長崎大会」のご案内

日時 令和4年11月10日（木）14時～16時30分

場所 出島メッセ長崎（長崎市尾上町4-1）

参加料 6,000円 ※兵庫県からの参加者には、当会が参加料の半額を負担します。

会場参加 約2,000人

大会内容

- ・祝 辞
- ・議 事〔議案審議・意見発表・決議〕
- ・表彰式〔優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等〕
- ・大会宣言

申込方法

参加ご希望の方は、当会ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。
URL：https://www.chuokai.com/74zenkokutai/

申込締切日

令和4年9月16日（金）

＜問い合わせ先＞

兵庫県中小企業団体中央会（担当：総務課 東） TEL：078-331-2045

新規高等学校・特別支援学校卒業予定者の雇用機会の確保について

兵庫県知事、兵庫労働局長、兵庫県教育長の3者連名により、6月21日付けで兵庫県中央会に対して、高校生を対象とするインターンシップや職場実習等の受入れ及び県内各企業の来春新規高等学校・特別支援学校卒業生を対象とした求人枠の拡大を図り、新規学卒者の就職を促進・定着させてほしいと、要請がありました。

要請の中で、応募機会の確保と雇用の安定への協力、障害のある生徒への配慮、インターンシップや職場実習等の受入れ拡大など、5項目の雇用機会の確保に向けた取組み拡大の依頼がありました。



兵庫県中小企業団体中央会
https://www.chuokai.com

国際フロンティア産業メッセ 2022 兵庫県中央会・けんしんグループ出展

兵庫県内を中心とした427の企業・団体が出展する西日本最大級の産業展示会が神戸で開催されます。兵庫県中央会と兵庫県信用組合(けんしん)は、県内の中小企業のビジネス機会の創出や促進を目的にグループ出展を支援しています。ご来場の際には「兵庫県中央会・けんしんブース」へお立ち寄りください。

日時 **2022年9月1日(木)～2日(金)** 10:00～17:00

場所 **神戸国際展示場 1号館・2号館 (神戸ポートアイランド)** 入場料 **無料**

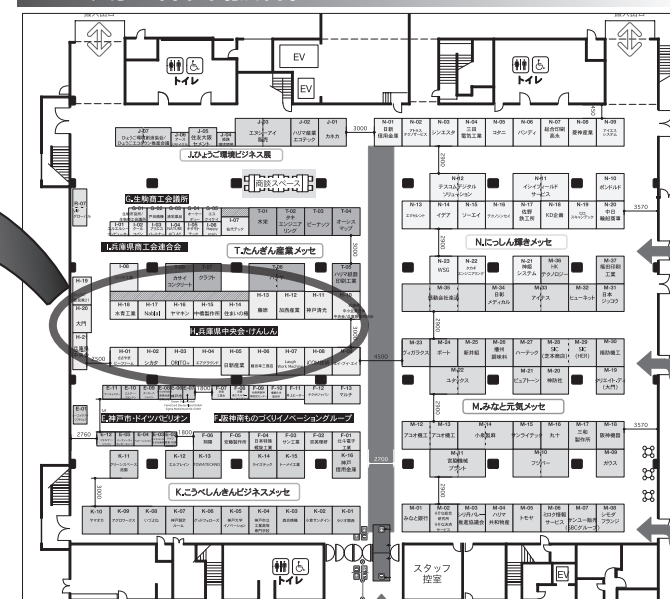
◆「国際フロンティア産業メッセ2022」についての詳しい内容(来場のご案内、基調講演、各種セミナー・イベント等)は公式ホームページ(<https://www.kobemesse.com>)でご確認ください。

企業名	地区	出展内容
株式会社ヤマキン	尼崎市	当社オリジナル製品を含め、鉄(SCM材を含む)、ステンレス、アルミ、真鍮、チタンなどの各種材質の加工物
有限会社住まいの権	丹波市	温度変化の少ない、換気の充実した健康で快適な住環境(家づくり、施工事例)
水青工業株式会社	尼崎市	・水の電気分解により、殺菌、除菌効果の高いオゾン水を瞬時に生成する直接電解式オゾン水生成装置 ・新開発のスプレー式オゾン水生成装置
株式会社中橋製作所	三木市	刃物開発×コンサルティング
NPO法人 ひょうご新林家21	西宮市	SDGsで住まいのネットワーク ちょう ほっと! ステーション
有限会社Nablal	姫路市	3Dスキャナ等による新サービスのデモ ①国内導入第一号機のドイツ製高精度ハンディ3Dスキャナによる現物の3Dデータ化 ②対象物の図面化や偏差解析によるリバースエンジニアリング ③米ボーイング社向けに開発されたアメリカ製大型三次元計測機(レーザートラッカー)による出張計測

H-19 ひょうご新林家21	H-18 水青工業	H-17 Nablal	H-16 ヤマキン	H-15 中橋製作所	H-14 住まいの権	H-13 藤原	H-12 加西産業	H-11 神戸清光	H-10 兵庫県中央会/兵庫県信用組合
H-20 大門	H.兵庫県中央会・けんしん								
H-21 兵庫県中央会	H-01 ささやまビーファーム	H-02 シカタ	H-03 ORITO+	H-04 エアグラウンド	H-05 日新産業	H-06 藤田幸三商店	H-07 Laugh Work Machine	H-08 iCOM技研	H-09 エイ・ブイ・エイ

企業名	地区	出展内容
株式会社大門	明石市	お客様の物流をトータルでサポート
株式会社藤原	小野市	製造業から地域活性化の為に取り組んだ自社ブランド雑貨飲食部門の案内と今期から始める農業部門の営業活動案内
株式会社加西産業	加古郡 稲美町	工具・自動車部品 機能部品・外観部品
株式会社神戸清光	神戸市	ドローンを始めとした最新の3次元計測器の展示
株式会社 ささやまビーファーム	丹波篠山市	自社製の石鹸・精油・はちみつ、新商品のカリ石鹸シャンプー等
株式会社エイ・ブイ・エイ	尼崎市	・YouTubeに代表されるインターネットで視聴が可能な映像配信サービスの制作・技術サポートの紹介 ・Zoomなどの映像ミーティング・ウェビナー運営などの制作・技術サポートの紹介
株式会社エアグラウンド	尼崎市	新たな労働力として注目されている産業用ロボットを導入する際に必要な人材ロボットオペレーターを育成する教育プログラム(ロボメイツ)の紹介
iCOM技研株式会社	小野市	協働ロボットシステムを使用したパレタイザー(※)、溶接※製品を自動整列させてパレット上に積む装置
ラフワークマシン Laugh Work Machine 北川 勝彦	加東市	フルオーダーメイドのドームテント(ユーザーの希望に合わせて生地の色や大きさまで細かいオーダーに対応可能)
株式会社藤田幸三商店	西脇市	世界No.1ブランドBOSCH食洗機、その他メーカーの展示
ORITO+ 渡辺 毅	多可郡 多可町	自社で織織した生地を含む魅力ある播州織を使用し、これまで無かった「しっかり自立するのに、驚くほど軽い」播州織バッグ
株式会社シカタ	加西市	・家具に用いる各種パネルの製造技術と他業種への応用 ・廃材を使ったリサイクル商品の提案
日新産業株式会社	姫路市	HARDOX・SS400・レーザー切断(HARDOX 各種、機械加工、SS400の曲げ加工・機械加工・製缶までを一貫して制作)

1F会場全体図(抜粋)



アクセス



- 「三ノ宮」駅からポートライナー「市民広場」駅にて下車約5分
- 新幹線「新神戸」駅から車で約15分
- 神戸空港からポートライナー「市民広場」駅にて下車約5分

<担当: 連携推進課 異>

組合運営お役立ち情報「文書の保存期間」

組合の文書には、その種類によって事業年度終了とともに不要になるもの、一定期間保存が必要となるもの、組合が解散するまで保存が必要なものがあります。中には保存期間が法律によって定められているものもあり、必ずその期間保存しておかなければなりません。主な文書の保存期間は次表のとおりです。

保存期間の経過した文書を廃棄する際は、保存文書台帳に廃棄年月日を記入し、情報漏えいが発生しないよう、シュレッダーに掛けるなど適切に処理をする必要があります。また、法定の保存期間が過ぎた文書や保存期間がない文書の廃棄に迷うときは、スキャンして、データ保存してから廃棄することをお勧めします。

【文書保存期間の目安】

分類	文書の種類	保存期間	根拠法
会議	総会議事録	10年	中協法第53条の4（総会の議事録） 中団法第47条（準用）
	委員会議事録	5年	
	その他会議に関する資料	3年	
外部関係	外部諸団体に関する加入書類	永久	
	外部諸団体との連絡等に関する書類	3年	
	その他外部諸団体に関する書類	3年	
儀式典礼	儀式典礼に関する重要書類	永久	
	慶弔に関する書類	1年	
通信	郵便の発送、受信および郵便料金に関する書類（書留、金券等に関する文書を含む）	3年	
	受信簿	3年	
	受信に関する書類（外部との往復文書）	1年	
その他	業務日誌	5年	
	寄附金、賛助金、贈与に関する書類	3年	
	決裁等その他	1年	
役員	役員名簿	永久	
	役員会（理事会）議事録	10年	中協法第36条の7（理事会の議事録） 中団法第47条（準用）
	役員選挙録および関係書類	5年	
法令	関係法令に関する書類	永久	
	訴訟、行政不服審査に関する書類	永久	
定款	定款の制定および改廃に関する書類	永久	
	規約、規程類集（規約、規程細則内規）	永久	
規約、規程	規約、規程の設定の改廃に関する書類（規約、規程作成参考資料を含む）	永久	
	重要な免許、認可、出願および報告に関する書類	永久	
行政庁 および 系統機関関係	指令および諸令達書	永久	
	登記および登録等に関する書類	永久	
	決算関係書類	10年	中協法第40条第4項（決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等） 中団法第47条（準用）
	行政庁、系統機関等連絡交渉に関する書類	3年	
	重要な契約、協定および覚書に関する書類	永久	
契約	輕易な契約、協定および覚書に関する書類	3年	
統計	統計表（組合経営に関する諸統計）	永久	
	その他統計および調査に関する書類	3年	
組織	機構等に関する書類	永久	
	組合歴に関する書類（授賞、表彰等を含む）	永久	
印章	代表者印、組合印、役員印章ならびにその改廃に関する書類	永久	
	押印簿	3年	
出資	組合員名簿、持分等に関する書類	永久	
組合員	加入脱退に関する書類	永久	
人事	職員名簿	永久	
	職員の異動に関する書類	永久	

分類	文書の種類	保存期間	根拠法
人事	職員の採用、解任、退職、復職および特命に関する書類	永久	
	職員の身分および賞罰に関する書類	永久	
	職員の身元保証等に関する書類	永久	
	職員の出勤、出張、休暇等に関する書類	3年	
	賃金台帳および労働者名簿	3年	労基法第109条
	昇給、賞与等に関する書類	10年	
	給料、手当等に関する書類	10年	
	退職給与、慰労金等に関する書類	10年	
	その他人事関係書類	5年	
	職員の保健、衛生、安全および慰安に関する書類	3年	
厚生	病院、診療所および医務室の管理に関する書類	3年	
	職員の指導教育に関する書類	3年	
	講習会、競技会その他厚生に関する書類	3年	
	火災保険	建造物固定資産等の火災保険に関する書類	3年
自動車保険	自動車保険に関する書類	3年	
共済	職員の共済等に関する書類	3年	
健康保険 厚生年金保険	健康保険および厚生年金保険被保険者台帳	永久	
	保険料徴収関係書類	2年	完結日から。健規第34条、厚規第28条
	被保険者資格得喪に関する書類	2年	//
	保険料納入に関する書類	2年	//
雇用保険	保険料徴収簿	永久	
	保険料納入に関する書類	4年	完結日から。雇規第143条、労徴規第70条
	被保険者資格得喪に関する書類	4年	//
労災保険	労災保険被保険者台帳	永久	
	労災保険料納入に関する書類	4年	完結日から。労災規第51条、労徴規第72条
計画 統制 報告	事業計画に関する書類	10年	
	予算編成等に関する書類	10年	
	事業計画の運用状況報告等に関する書類	3年	
	業務報告、試算表に関する書類	永久	
	資金調達等に関する書類	3年	
	雑収損益その他関係書類	3年	
資金	借入金等に関する書類	永久	
	保証預り金および保証預り金に関する書類	永久	
	貸付金に関する書類	永久	
	資金計画に関する書類	3年	
	資金調達・運用に関する書類	3年	
	会計勘定の記録および整理に関する重要な書類（総勘定元帳、現金出納帳）	10年	中協法第41条第2項（会計帳簿等の作成等） 中団法第47条（準用）
会計	会計勘定の記録および整理に関する補助元帳	10年	中協法第41条第2項（会計帳簿等の作成等） 中団法第47条（準用）
	支出に関する証憑書類	10年	
	財産の評価および減価償却に関する書類	10年	
	原票、伝票および集計に関する書類（原票および伝票の付属書類を含む）	7年	
	預金、貯金に関する書類	7年	
	配当金に関する書類	7年	
	法人税に関する書類	7年	法規第59条、第67条
税務	地方税に関する書類	7年	
	源泉徴収税に関する書類	7年	
	外部出資	外部出資に関する書類	永久
土地	出資先の役員に関する書類	永久	
	土地の取得および処分に関する重要書類	永久	
	土地の賃貸借に関する書類	永久	
	土地の権利証	永久	
	その他土地に関する書類（地目変更、地番変更管理を含む）	10年	
建物	建物取得および処分に関する書類	永久	
	その他建物に関する書類（設計図等を含む）	10年	

＜参考文献＞全国中小企業団体中央会・中小企業組合必携 2021-2022, 全国共同出版株式会社, 2021, p. 12-17.

令和4年度中小企業情報発信力強化支援事業 戦略PRセミナーを開催しました！

7月14日、株式会社ラブレ 代表取締役 上谷信幸氏と同社 田村勝久氏（PRSJ認定PRプランナー）を講師に迎え、「戦略PRセミナー」を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策として、会場とオンラインでのハイブリッド形式での開催となりましたが、約40名の組合関係者及び中小事業者の皆様にご参加いただきました。

第1部では、田村氏に「PR・広報基本講座」としてPR・広報の基本についてお話をいただきました。第2部では、上谷氏に「関西における戦略PR実例紹介と裏話」として上谷氏が関わった様々な戦略PRの実例や裏話についてお話をいただきました。

今後は、今回のセミナーにご参加いただき、実際にプレスリリースを実施したい事業者の中から数社選定させていただき、プレスリリース作成支援を行います。

<担当：情報企画課 中橋>



組合 Q&A 「定款記載事業を実施しない 場合の処理について」

定款に以下の規定をしている協同組合について

第7条 本組合は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 組合員の取扱品の共同購買、共同保管及び共同運送
2. 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入

第47条 総会においては、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 借入金残高の最高限度
2. 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む）または1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度

Q1 定款第7条第2号の事業は当分の間実施しないこととして、総会に対し定款第47条第1号及び2号の議決の審議を求めず、総会に出席した組合員もこれに関する議決を要求しなかったために、総会がこれに関する一切の議決をせずに終了したときには、理事は職務懈怠の責を負うべきでしょうか？

A1 ある事業年度において組合が行おうとする事業については、事業計画書及び収支予算書に記載され、総会の議決を経なければならないことになっています（中協法第51条第1項第3号）ので、この議決を経していない事業は、定款に記載されていても、当該事業年度においては、実施しないこととなります。したがって、設問の事業資金の借入及び貸付事業については、その組合が当該事業年度においてこれを実施しないため、事業計画書及び収支予算書に記載されていないのであれば、借入金残高の最高限度、1組合員に対する貸付金額の最高限度等に関する議決を行わなかったとしても、理事の職務懈怠の責めを負うものではないと解されます。

Q2 定款に記載してある事業を一定期間実施しないときは、必ず総会に諮り定款の一部を改正して、その該当条項は削除しなければならないでしょうか？

A2 一定期間実施しない事業が、翌事業年度ないし近い将来において再開される見込みがある場合には、定款を改正して当該条項を削除することまでは必要ありません。

<参考資料>全国中小企業団体中央会『組合質疑応答集（2019年3月）』p.19

信用保証協会 NEWS

SDGs支援保証「ステップ」 6月8日から取り扱いを開始しました



兵庫県信用保証協会では6月8日から、SDGs達成に向けて取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、その取り組みを後押しする、SDGs支援保証「ステップ」の取り扱いを開始しました。ぜひご活用ください。

SDGs達成に向けて取り組む事業者の第一歩を後押し！

SDGs 支援保証 「ステップ」の メリット

- 通常の保証料率から平均 20%割引
- 保証期間が最長 15 年
- 既に実行済みの信用保証協会保証付き融資を借り換えることが可能

●SDGs支援保証「ステップ」の概要

対 象	①または②に該当する方 ①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」により、SDGs推進宣言が登録されている方 ②県内市町が実施するSDGs宣言登録制度に登録されている方										
資 金 使 途	運転資金および設備資金										
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円） 注）一般の普通保険（2億円（組合4億円））および無担保保険（8,000万円）の範囲内										
保 証 期 間	15年以内（うち据置期間2年以内）										
貸 付 利 率	金融機関所定利率										
返 済 方 法	元金均等分割返済または一括返済（一括返済は保証期間1年以内の場合に限る）										
担 保	必要に応じて提供していただきます										
連帯保証人	原則として法人代表者を除き不要です										
保 証 料 率	下表のとおり ※通常の保証料率から 平均20%割引										
		区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有 保証料率	貸借対照表 あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%
貸借対照表 なし		0.92%									
必 要 書 類	通常の保証申込書類に加え、①②が必要です ①兵庫県または県内市町に提出したSDGs宣言書（取組計画書）の写し ②兵庫県の「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」または県内市町が実施するSDGs宣言登録制度の登録証の写しもしくは登録通知書の写し										
借 換	他の保証付き融資の借り換えが可能										
取 扱 期 間	2023（令和5）年3月31日保証申込受付分まで										

※上表は制度の概要であり、詳細は当協会の担当部署へお問い合わせください（担当部署についてはホームページをご覧ください）
※ホームページからSDGs支援保証「ステップ」のチラシをダウンロードできます



チラシはこちらから



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

<https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

情報レポート

令和4年7月21日集計

概況

県内中小企業は、原材料の供給制約と物価上昇による収益の悪化が景気回復への重しとなっている。

日銀が7月12日に発表した国内の6月の企業物価指数は前年比+9.2%となった。ロシアによるウクライナ侵攻に伴う供給制約への懸念から物価の高い伸びが続いているとされる。

県内中小企業は景況や売上は改善の傾向を示すも、製造業を中心に収益の悪化が目立つ。前述の企業物価指数の原因の他、中国のゼロコロナ政策の影響を指摘する声もあり、原材料の供給制約による機会損失とともに、物価の急速な上昇への対応が喫緊の課題となっている。ただ、コストの上昇分を価格転嫁することには、取引先を含めた数多くの利害関係者の理解が必要となるが、現状では物価上昇への理解を得ていくことに困難が伴うのが実情である。産業構造の川上に多くが位置する中小企業では、物価上昇が景気回復への重しとなっている。

業種別景況天気図（前年同月比）
令和4年6月（7月集計）分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業		-40%	-9%	-31%	-9%
非製造業		-14%	11%	-20%	-20%
総合		-27%	1%	-26%	-14%

県内の景況 快晴 晴れ くもり 雨 大雨
マーク
基準(DI値) 30以上 10以上～30未満 -10以上～10未満 -30以上～-10未満 -30未満

●●●●● 業界の声 ●●●●●

製造業

食料品

6月は前半苦戦し、後半梅雨明けが平年より一段と早く出荷数が順調に伸長した。昨年対比117%（数量ベース）販売価格においては特売も多く価格的には下落していた。ギフトの立ち上がりも昨年に比べ売り場も活性化しスタートは順調に推移している。

繊維工業

令和4年度に入り、ごく一部のメーカーは価格アップを行っている。中国より輸入して国内で販売している組合員は円安が続くと販売価格をアップせざるを得ない状況下にある。

印刷

景況は5月よりは改善したが、小幅にとどまっており、景気回復の業界への波及が限定的であると思われる。SDGsの浸透や各種燃料の値上げによって、紙離れが一段と加速している。

窯業・土木製品

新型コロナウイルスに加えロシアによるウクライナ侵攻、中国のゼロコロナ政策の影響もあり、なかなか業況の改善見通しが出来ない状況にある。

一般機器

物流網の回復が遅れ、部品の供給は滞ったままで、世界的な半導体不足も重なり、自動車メーカーは生産停止に追い込まれた影響により、対前年同月比10.3%減と12ヶ月連続で減少した。

電気機器

新年度になって少し売上高が増えつつあると期待をしていたが船舶、機械部門共々今月は売り上げが減少し、今後も期待するほど明るい材料も無く、ますます不安になる。

非製造業

卸売業

組合員の20%は、小規模で半導体不足と商材価格の急激な値上がりに追いつけず、悩むばかりである。売り上げは、昨年より15%減少、残りの80%は、昨年並みの売上高である。

小売業

令和3年11月頃より自転車の本体及び部品の原価上昇に歯止めがかからない。メーカーは、ほとんどの製品が海外製で原材料の上昇、輸送コストの上昇が止まらないと言っている。

商店街

前半は5月からの流れもあり、客足が戻りつつあるように思えた。しかし、後半は暑さやウクライナ情勢等の影響もあり、物価高や資源高でお客様の購買意欲が薄れている感じがした。

サービス業

ユーザーの新車購入の受注はあるものの世界的な半導体不足と部品不足により新車生産が遅れている。半面代替え出来ないユーザーが継続検査を受けており、継続検査増の傾向が見られる。

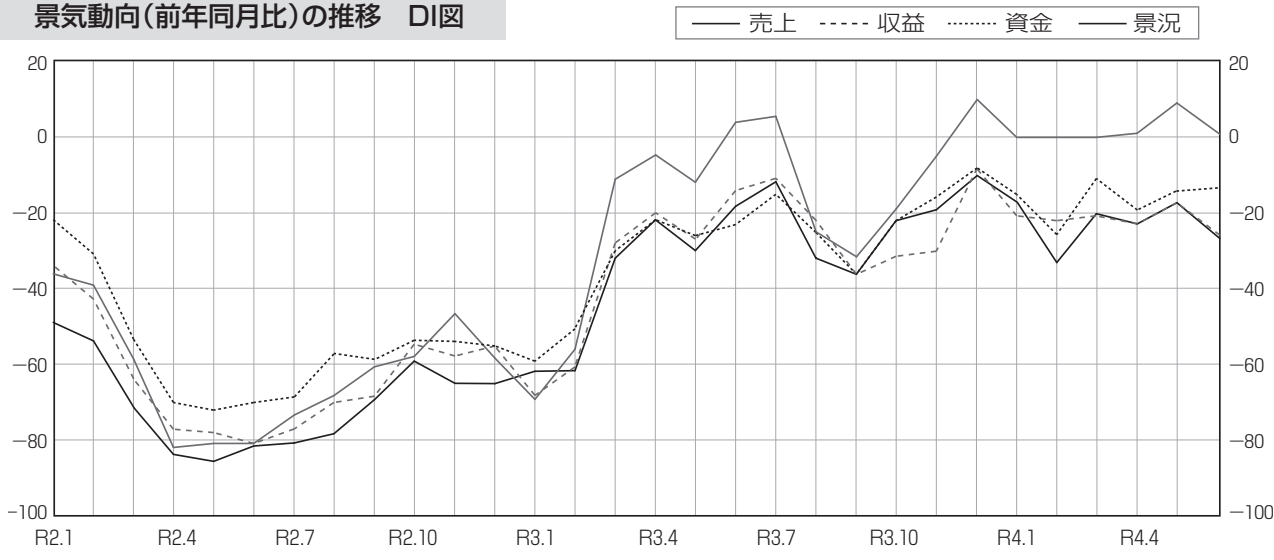
建設業

原材料各社の値上げが続く。数か月先の見積をすると、その後に原材料の値上げがあり、現場あたりの収益確保が難しくなる状況が多く発生している。

その他

成約案件が増加傾向にあり今期実績に期待できる状況であるが、資材、燃料費等の高騰により採算において不安要素が大きくなっている。暫くは注視していく必要がある。

景気動向（前年同月比）の推移 DI図



DIとは？

ディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）の略で、景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の方角性を示す指数。DI値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問を行い、「好転」の回答構成比から「悪化」の回答構成比を差し引いて算出している。

◆DI値＝（「増加」・「好転」した組合数－「減少」・「悪化」した組合数）÷回答組合数×100



PCの照度を
下げて節電！



席を外すときは
省エネモードに！



OA機器のこまめな
スイッチオフ

個人住民税

個人事業税

の納税について

個人事業税は、所得税、住民税とは別に個人で事業を行う方にかかる税です。

第1期分の納期限は、8月31日（水）ですので、最寄りの銀行などの金融機関でお納めください。

また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。お近くの県税事務所でお申込みいただけます。

個人住民税は、県民税と市町民税をあわせて市町が課税し、徴収する税です。給与所得者と65歳以上の年金受給者は、給与や年金から特別徴収され、それ以外の方は、市町から送付される納税通知書により、原則として年4回に分けて納めていただきます。

給与所得者等以外の方の個人住民税の第2期分の納期限も、個人事業税と同じ8月31日（水）（市町により納期限が異なる場合があります。）になっています。

※お問い合わせはお近くの県税事務所またはお住まいの市（区）役所、町役場まで

東日本大震災の教訓を踏まえた防災施策の実施に伴い、令和5年度までの個人住民税の均等割の税率が年額1,000円（県民税500円、市町民税500円）引き上げられています。また、県民税均等割のうち800円は緑の整備のための「県民緑税」です。

兵庫県・市町

中小企業のための 経営レポート

事業承継で大切なこと ～身内への事業承継(親子等)～

神戸経営研究所 代表 **塔筋 幸造** (中小企業診断士・MBA経営管理修士)

日本にはたくさんの中小企業が存在していますが、これは世界でも同じです。私は多くの企業が存在しているのはとても重要で意味のあることだと考えています。規模が小さいことを中小企業というのではなく、必要なものがたくさん存在しているので多彩なバリエーションのために中小企業は数多く存在するのです。企業には規模の大小にかかわらず存在意味があります。自分のソフトウェア会社の起業経験やインキュベーションで起業を目指している方々の努力に直面するとその意味がよく理解できます。今すでにある多くの会社が困難を乗り越えながら、社会でそれぞれの役割を果たしているのです。だから事業の永続性が必要なのです。

企業がその事業を続けるために、リーダーの交代という「事業承継」に直面します。日本の中小企業で事業承継する方法として、大きく2つのパターンがあります。

- ① 身内への事業承継(親子等)
- ② 他者への事業承継(従業員、M&A等)

事業承継のポイントはなにか？

- ① 身内への事業承継(親子等)

事業が生きる糧であれば、家族や地元に着する要素があるのは必然であるかもしれません。外形的には親子承継などはとても理解しやすい形態です。その理由は資産などの承継も相続に繋がりますし、長年の事業継続の苦労も近くで共有していることも多いから事業が繋がることをイメージしやすいと言えます。

ただ一緒に仕事をしていると私生活と仕事の分別が曖昧になります。私の場合は父の木材販売業を継ぐことになりました。よく意見対立がありました。些細なことも多いですが良くないムードは周りに漂います。これはずっと続いていたかもしれません。あの日の出来事がなければ...

こうしたいと後継者が主張しても、否定されたりしてお互いの齟齬(そご)が生まれます。時として問題は大きくなり、対立の激化があります。ほんの些細なことから対立が始まることもあります、原因にはお互いに「いろんなものを共有しているから分かるはずだ」というお互いへの甘えがあるのも多く見られます。

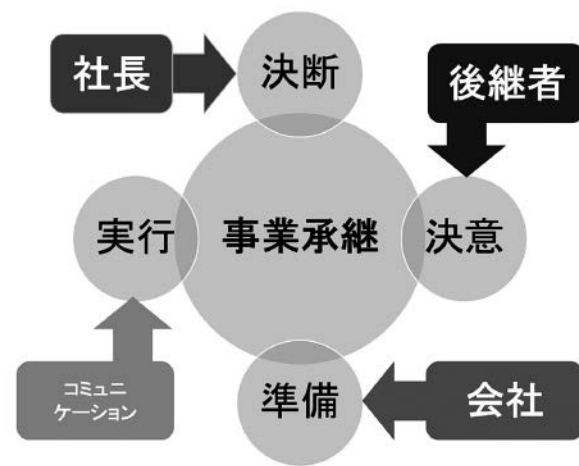
最初「こんなこともわからないのか」とは承継する方、つまりは親側から多いセリフです。言い争いは、しばしば対立激化の決定的な要因になることもあります。甘えといえればそれまでですが、会社や事業にとって良いことではありません。そんな時にどうするか？

一言が大切です。

相手の存在を認める一言です。

私の場合は、ある日の父が手伝ってくれたことに思わず出た感謝の言葉です。忙しさに取り紛れて納期遅れを出しそうになった時、取引先から問い詰められた私には、四面楚歌かと思った日がありました。その時黙って父は手を差し伸べてくれました。何も言わずに一番大変な製材所への配送に向かってくれたのです。汗だくで帰ってきた父に、手伝ってくれたことに対して感謝の言葉を発したとき、返事はなかったけれど不思議な連帯感がうまれました。

事業承継をよく考えてみると、確かにその企業の存続反映という方向性については、承継をする側も受ける側も同じ目的意識です。にもかかわらず、意見の対立があるのです。な



ぜか当事者本人たちは共通性に気づかない、もし素直に気づくことが出来たら事業承継は新たなステージに向かうはずです。

機長経験者に伺ったことがあります。パイロットになるために必要なものは何ですか？

それは「素直」な心です。これがないと職務を全うできないと。

「素直」とはなにか、あらゆる事態に対応できる基本です。もしあなたの周りに事業の承継があれば、ぜひ素直な心でコミュニケーションをとる必要性を考えてください。

また、もしあなたが直接の当事者でなくても、事業承継の悩みを聞く立場にいたら、是非して頂きたいことがあります。それはご本人たちの共通性を話してあげることです。これは第三者でなければ気づかないことも多くあります。これは私もコンサルティングで心しています。

◆次号では「他者への事業承継(従業員、M&A等)」についてお話しいたします。

PROFILE

プロフィール

神戸経営研究所 代表
塔筋 幸造
(中小企業診断士・MBA経営管理修士)

【経歴】

神戸大学経営学部卒業。
父の事業(木材販売業)を承継し、
仲間とともにパソコンソフト会社を起業し現在も運営。
「商売は芸術」のコンサルティングポリシーのもと、創業支援から戦略策定まで幅広い分野でコンサルティングを行っており、各地の創業塾や後継者塾で多数講師を務める。
兵庫県中小企業診断士協会副会長
◇ホームページ：https://www.kmba.co.jp/



兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策

一時支援金

(原油価格や原材料価格の高騰等による影響の緩和)

対象者

- ・国の事業復活支援金の受給者
または
- ・兵庫県の経営円滑化貸付(原油価格高騰、
原材料価格高騰)の利用者

※その他要件あり

支給額

中小法人等 **20 ～ 30 万円**
個人事業主 **10 ～ 15 万円**

申請期間 令和4年7月15日～令和4年9月30日

申請方法

オンライン申請フォーム

<https://hyogo-ichijisien.form.kintoneapp.com/public/D781012522dff816cc440b0898b8d8b873dc54c2a5ad4905f88eec9e37983d9>

オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のため、オンライン申請への協力をお願いします。



募集要項

ひょうご産業活性化センターホームページ
<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

兵庫県 中小企業 一時支援金

検索



問い合わせ

コールセンター **050-8882-9440** 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

おかけ間違いにご注意ください

事業者・一人親方の皆さまへ

**2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は
以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます**

- 1 作業を請け負わせる一人親方等**
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

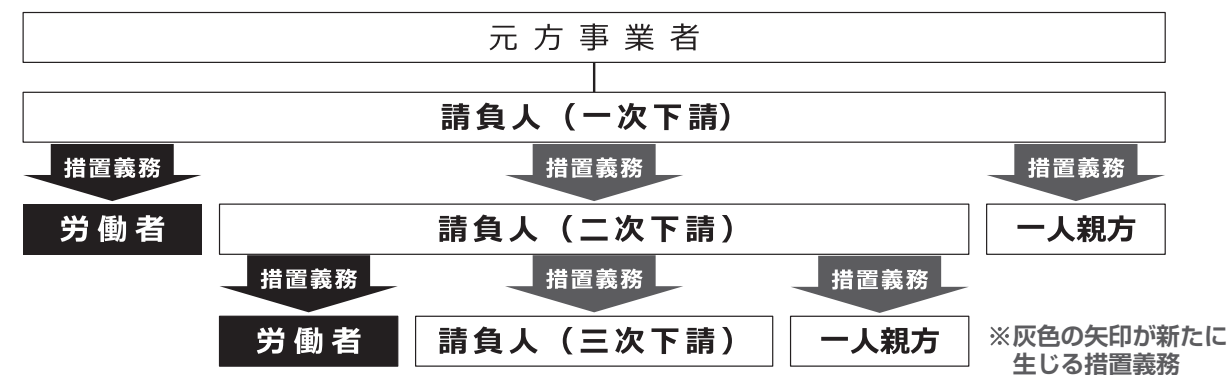
同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならないかもしれません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者には課されます。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約14,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

検索

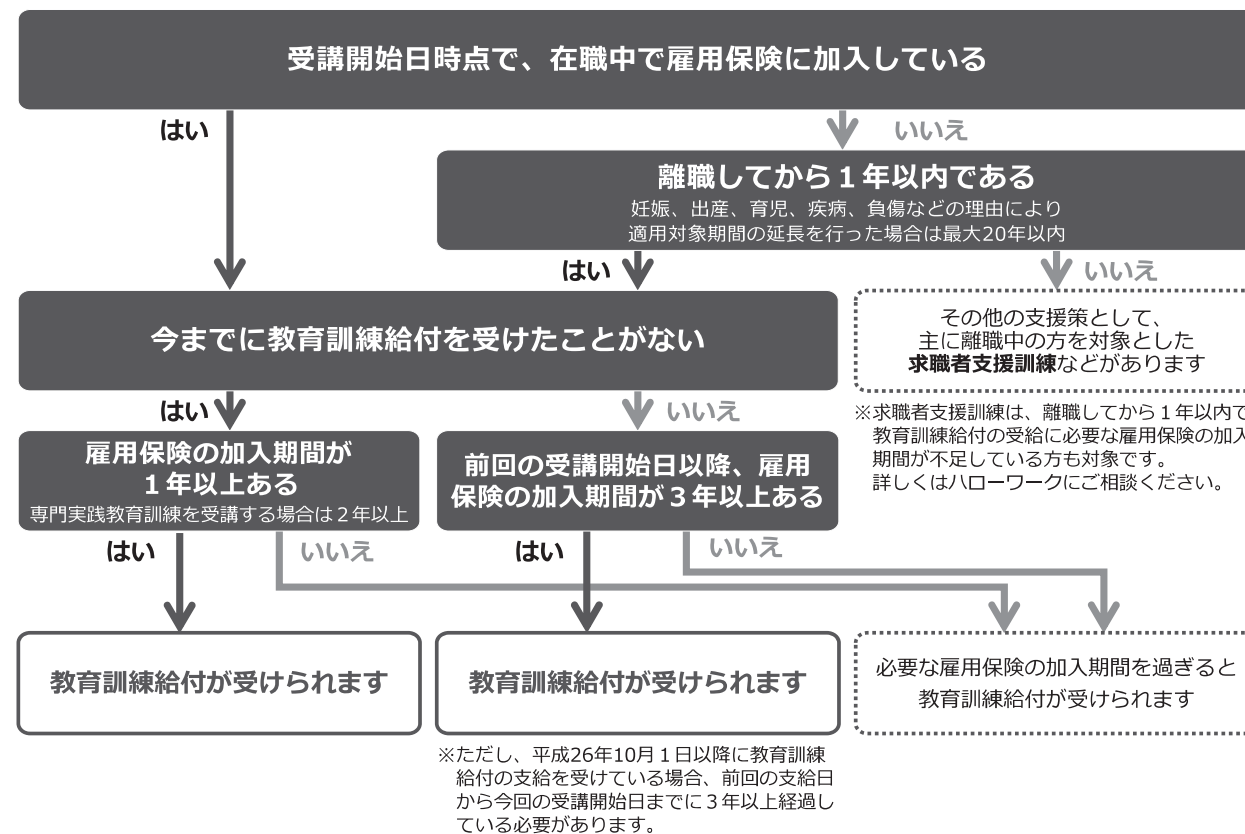
教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% 【年間上限56万円・最長4年】 を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学などの課程 ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の 40% 【上限20万円】 を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% 【上限10万円】 を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・英語検定、簿記検定、ITパスポート など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

お知らせ

給付条件

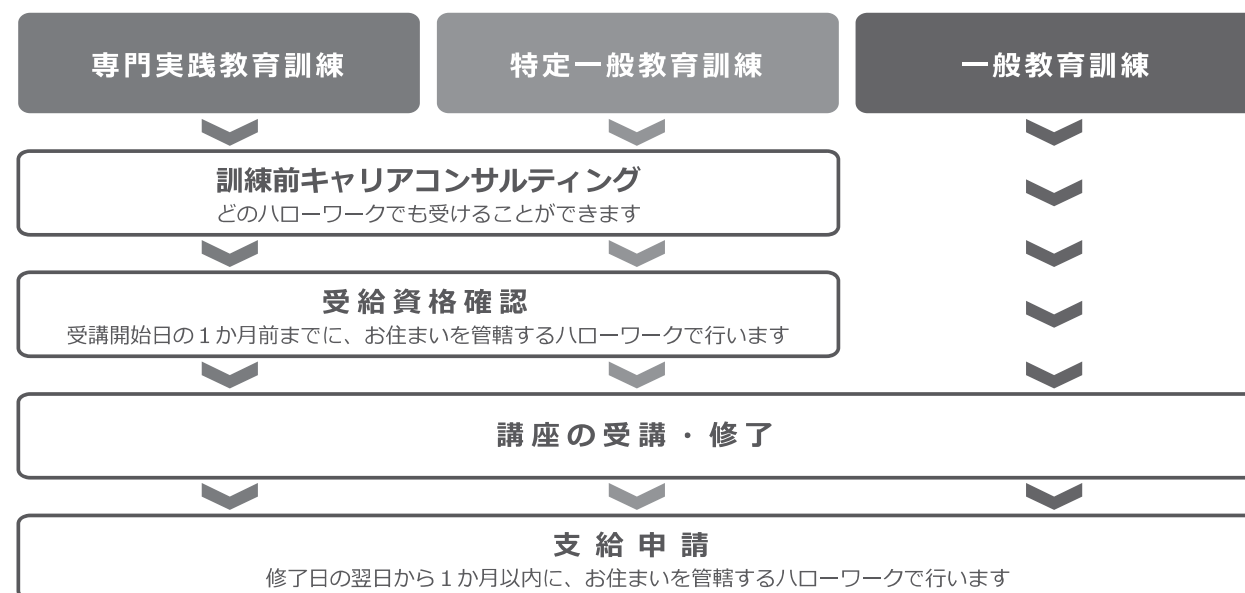
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細な内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



お知らせ

暑中お見舞い申し上げます

令和4年盛夏

兵庫県手延素麺協同組合

理事長
井上 猛

〒679-4167
たつの市龍野町富永219-2
TEL 0791-62-0826 FAX 0791-62-3838

兵庫県信用組合

理事長
橋爪 秀明

〒650-0023
神戸市中央区栄町通3丁目4番17号
TEL 078-391-6025 FAX 078-330-4020

川重協力工場協同組合

理事長
四ツ井 泰彦

〒650-8670
神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
TEL 078-681-5171 FAX 078-681-5173

西宮管工事業協同組合

理事長
馬場 俊一

〒662-0917
西宮市与古道町1番10号
TEL 0798-35-2552 FAX 0798-26-7865

兵庫県屋外広告美術協同組合

理事長
北川 静夫

〒651-0084
神戸市中央区磯辺通1丁目1-18-601号
カサハラ国際プラザビル6階
TEL 078-261-9217 FAX 078-261-9219

日本ケミカルシューズ工業組合

理事長
新井 康夫

〒653-0037
神戸市長田区大橋町3-1-13
TEL 078-641-2525 FAX 078-641-2529

兵庫県鍍金工業組合

理事長
山内 勝也

〒670-0947
姫路市北条1080-2 フジコー棟内
TEL 079-288-6353 FAX 079-288-6366

協同組合 アイ・エイチ・アイ相生協力会

代表理事
江見 重人

〒678-0041
相生市相生5292番地
TEL 0791-22-5610 FAX 0791-22-1422

神戸個人タクシー事業協同組合

理事長
前野 博司

〒652-0852
神戸市兵庫区御崎本町3丁目2番5号
TEL 078-651-2239 FAX 078-671-9071

兵庫県紙器段ボール箱工業組合

理事長
樋口 雄

〒652-0811
神戸市兵庫区新開地5丁目1-7
古湊ダイヤハイッ701号
TEL 078-341-2991 FAX 078-341-3038

兵庫県電気工事工業組合

理事長
向山 和義

〒652-0852
神戸市兵庫区御崎本町2丁目9-7
TEL 078-671-3903 FAX 078-671-2370

兵庫県自動車車体整備協同組合

理事長
中島 浩

〒651-2137
神戸市西区玉津町出合134番地
TEL 078-921-5820 FAX 078-921-5830

協同組合尼崎工業会

理事長
堀田 茂行

〒660-0881
尼崎市昭和通2丁目6-68
尼崎中小企業センター6階
TEL 06-6401-1074 FAX 06-6401-1419

兵庫県板金工業組合

理事長
池垣 五雄

〒650-0004
神戸市中央区中山手通6丁目3番7号
TEL 078-341-3377 FAX 078-341-3731

兵庫県遊技業協同組合

理事長
平山 龍一

〒650-0012
神戸市中央区北長狭通5丁目3番11号
兵庫県遊技会館内
TEL 078-351-2371代 FAX 078-351-5018

協同組合 神戸船用品センター

理事長
伊藤 喜久生

〒650-0046
神戸市中央区港島中町2丁目2番1
TEL 078-302-2755 FAX 078-302-2756

加古川卸団地協同組合

理事長
大辻 利弘

〒675-0012
加古川市野口町野口687番地の70
TEL 079-425-0010 FAX 079-425-1775

兵庫県電設資材卸業協同組合

理事長
小林 義昭

〒652-0833
神戸市兵庫区島上町1丁目4番18号
TEL 078-939-4807 FAX 078-939-4853

日本シューズ産業協同組合

理事長
中村 吉則

〒653-0038
神戸市長田区若松町4丁目4番1号
アスタクエスタ南棟502
TEL 078-642-3314 FAX 078-642-3313

兵庫県環境事業商工組合

代表理事
森本 武司

〒650-0016
神戸市中央区橋通4丁目2-6
セントラルハイッ神戸橋通203号
TEL 078-351-6890代 FAX 078-351-6895

協同組合産団協

理事長
荒木 基弘

〒651-2228
神戸市西区見津が丘2丁目3番地4
TEL 078-998-2511 FAX 078-998-2355

淡路瓦工業組合

代表理事
濱口 健一

〒656-0332
南あわじ市湊134
TEL 0799-38-0570 FAX 0799-37-2030

筆耕業東山書院

代表
夏川 寛美

〒673-0868
明石市東山町3773-143
TEL 078-913-6704 FAX 078-913-6704

(順不同)

メルマガ会員募集中!

登録
無料



兵庫県中央会の補助事業や行政の施策等のイチオシ情報を毎月メールマガジンにて配信しています。

QRコードもしくは下記URLからぜひご登録ください!

URL: <https://www.chuokai.com/mailmagazine/>



“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

WEBサイトにて各種補償制度をご紹介します。

ひょうご共済

検索

神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 4F TEL078-361-8080

ISO9001認証取得・外国人技能実習生受入事業(ベトナム・中国・タイ・フィリピン・その他)

特定技能外国人支援事業



情報ベンチャー協同組合

代表理事 菱川 照章

〒655-0852 神戸市垂水区名谷町春日手2279-1
TEL 078 (796) 3610 FAX 078 (796) 3620



おかげさまで10周年

兵庫社労士協同組合

理事長 西本 恭子

中小企業をサポートする兵庫の社会保険労務士を支援します!!

神戸市中央区下山手通7丁目10番4号(兵庫県社会保険労務士会館内)
TEL 078 (335) 8894 FAX 078 (360)4919

動く! つなぐ! むすぶ! **兵庫県中小企業団体中央会**

会長 中村 孝

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

めざせ! 1組合 1組合士
~組合のあしたを拓く組合士~



兵庫県中小企業組合士協会

会長 並河 俊夫

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

~組合運営の要となる事務局機能の
強化と相互に緊密な連絡を目指す!~

兵庫県中小企業組合事務局協議会

会長 山村 栄二

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095



Hyogo-United
Business Association

兵庫県中小企業青年中央会 (Hyogo-UBA)

会長 稗田 晴彦

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。

100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造は、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつとつよい。

中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎ 商工中金のソリューション・メニュー | 海外展開支援 | 新事業進出支援 | 成長分野進出支援 | 生産性向上支援 |

神戸支店 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 TEL:078(391)7541
姫路支店 〒670-0015 姫路市総社本町111 TEL:079(223)8431
尼崎支店 〒660-0892 尼崎市東難波町5-19-8 TEL:06(6481)7501



人を思う。未来を思う。

商工中金